

居宅介護サービス・重度訪問介護サービスご利用者負担金額

ご利用者の負担金額（利用料の1割）

※厚生労働大臣が定める基準による居宅介護のご利用者負担の金額です。

1、居宅介護サービス費

イ 居宅における身体介護が中心である場合

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
255円	402円	584円	666円
2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 30分ごとに加算	
750円	833円	916円 +83円	

ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
255円	402円	584円	666円
2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 30分ごとに加算	
750円	833円	916円 +83円	

ハ 家事援助が中心である場合

30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
105円	152円	196円	238円
1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 15分ごとに加算		
274円	309円 +35円		

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分ごとに加算
105円	196円	274円	343円 +69円

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

福祉・介護職員処遇改善加算は所定単位数の1000分の302に相当する単位数が加算されます。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算は所定単位数の1000分の58に相当する単位数が加算されます。

障害福祉サービス令和3年9月30日までの上乗せ分（新型コロナウイルス感染症への対応）

障害福祉サービス令和3年9月30日までの上乗せ分は所定単位数の1000分の1に相当する単位数が加算されます。

2、重度訪問介護サービス費

1時間未満	185円
1時間以上1時間30分未満	275円
1時間30分以上2時間未満	367円
2時間以上2時間30分未満	458円
2時間30分以上3時間未満	550円
3時間以上3時間30分未満	640円
3時間30分以上4時間未満	732円
4時間以上8時間未満 (4時間以上30分ごとに加算)	817円+85円
8時間以上12時間未満 (8時間以上30分ごとに加算)	1497円+85円
12時間以上16時間未満 (12時間以上30分ごとに加算)	2172円+80円
16時間以上20時間未満 (16時間以上30分ごとに加算)	2818円+86円
20時間以上24時間未満 (16時間以上30分ごとに加算)	3500円+80円

移動介助加算	
外出時における移動中の介護を行った場合に加算されます。	
1時間未満	100円
1時間以上1時間30分未満	125円
1時間30分以上2時間未満	150円
2時間以上2時間30分未満	175円
2時間30分以上3時間未満	200円
3時間以上	250円

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
福祉・介護職員処遇改善加算は所定単位数の1000分の191に相当する単位数が加算されます。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
福祉・介護職員等特定処遇改善加算は所定単位数の1000分の36に相当する単位数が加算されます。

障害福祉サービス令和3年9月30日までの上乗せ分（新型コロナウイルス感染症への対応）
障害福祉サービス令和3年9月30日までの上乗せ分は所定単位数の1000分の1に相当する単位数が加算されます。

3、居宅介護サービス費・重度訪問介護サービス費共通

早朝・夜間の割増料金		
早朝	午前6時以降午前8時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算
夜間	午後6時以降午後10時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算

初回加算
新規に居宅介護等計画を作成し、初回又は同月内にサービス提供責任者が、指定居宅介護等の提供、又は他の居宅介護従事者に同行した場合200円加算になります。

緊急時訪問加算
ご利用者又はご家族等からの要請に基づき、居宅介護等計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合、1月に2回を限度に100円加算となります。

特別地域加算
青森市は、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）となっており、青森市に居住している方への指定居宅介護等を行った場合、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数が加算されます。